

白馬村パブリックコメント手続条例施行規則をここに公布する。

令和8年9月16日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村規則第17号

白馬村パブリックコメント手続条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白馬村パブリックコメント手続条例（令和8年白馬村条例第○号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見の提出期間)

第2条 条例第6条に規定する意見提出期間の期限が白馬村の休日を定める条例（平成元年白馬村条例第29号）第1条に規定する村の休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。

(意見の提出方法)

第3条 条例第7条第2項の規定により明らかにすべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本村の区域内に事務所若しくは事業所を有するもの又は本村の区域内に所在する事務所若しくは事業所に勤務する者にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- (2) 本村の区域内に所在する学校に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地
- (3) 条例第2条第3号オに掲げるものにあつては、当該パブリックコメント手続の対象となる施策等に利害関係を有する旨及びその内容
(基本政策等の案に修正があった場合の措置)

第4条 実施機関は、条例第5条の規定により、基本政策等の案を公表した後にこれを修正した場合は、速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、修正内容が軽微なものと認めるときはこの限りでない。

(事務の所管)

第5条 パブリックコメント手続に係る一般事務は基本政策等の策定主管課が、進行管理その他の庶務は総務課が所管する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行し、同日以後に実施するパブリックコメント手続について適用する。